

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年4月10日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区樹木伐採等緊急対応業務委託

2 履行(納品)場所

旭区鶴ヶ峰二丁目(鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区)

3 契約日

令和5年2月16日

4 履行日又は履行期間

令和5年2月16日から令和5年3月31日まで

5 契約金額

214,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社NB建設 代表取締役 山菅 正人
所在地:横浜市神奈川区栄町5-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当課で所管する鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区内において、ナラ枯れが発生しました。場所が相鉄の軌道に隣接した崖の上のため、倒木した場合、列車運行に重大な支障をきたし、人命に関わる事故につながる可能性もあり、早急な措置が必要なため随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

相模鉄道株式会社から、今回の作業が相鉄沿線での沿線近接工事となるため、相模鉄道株式会社が指定する「工事責任者資格」を有する業者を選定するよう指示がありました。相模鉄道株式会社の工事責任者資格を有する業者のうち、横浜市有資格者名簿に登録があり、かつ必要な資機材や人材等を期間内に確保し迅速に対応できる業者を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課